

● 総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現し、世界経済の持続的発展に貢献するためには、国際金融システムの安定や国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要です。特に、昨年9月の米国リーマン・ブラザーズ破綻以降、グローバルな金融市场の混乱が続く中、国際金融システムを安定させるとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第170回国会 総理大臣所信表明演説
第173回国会 総理大臣所信表明演説
第171回国会 総理大臣施政方針演説
第174回国会 総理大臣施政方針演説
第171回国会 財務大臣財政演説（平成21年1月5日、平成21年1月28日）
第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月18日、平成22年1月29日）
経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）
明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）
新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）
安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）
生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）
生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成21年度の事務運営の報告

施 策 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

[平成21年度実施計画]

現下の金融・世界経済危機を克服し、金融危機の再発を防止するとともに、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定を実現し、さらに、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決に向けて、我が国は、金融・世界経済に関する首脳会合、G8サミット、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）等の国際会議に積極的に参画し、また、国際機関および各

国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。また、我が国との関係が深いアジア諸国経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であり、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）等においても、主体的な役割を果たしていきます。

平成21年度においては、G8サミット財務大臣会合や第4回アフリカ開発会議（TICADIV）の成果を着実に実施し、アフリカ向け政府開発援助（ODA）やクールアース・パートナーシップの構築を通じて、効果的な途上国支援施策を実施していきます。

[事務運営の報告]

① 金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）への参画を通じた取組

平成20年11月のG20ワシントン・サミットのフォローアップとして、平成21年4月にロンドン・サミットが開催され、成長と雇用の回復、金融監督及び規制の強化、国際金融機関の強化、保護主義への対抗等について議論を行いました。G20ワシントン・サミットで我が国よりIMFに対する最大1,000億ドルの融資を表明した後に他国からも融資表明があり、本会合では国際金融機関を通じて8,500億ドルの追加的資金を利用可能とすることに合意しました。我が国からは、IMFの新規借入取極（NAB）の最大5,000億ドルの増額や、特別引出権（SDR）の新規配分などについて発言し、IMFを通じた資金の充実に関する合意成立に貢献しました。さらに、貿易金融についても、2年間で総額220億ドル規模の追加的支援を行うことを我が国から表明し、世界全体で貿易金融に対する支援を2年間で少なくとも2,500億ドル確保するとの合意に貢献しました。

また、平成21年9月のG20ピッツバーグ・サミットの準備会合として開催された、9月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（英国・ロンドン開催）では、G20ワシントン・サミットとG20ロンドン・サミットでのコミットメントの迅速かつ十分な実施の必要性を再確認し、金融システム強化のために更に必要な措置について合意しました。また、金融市场が安定化し世界経済が改善しているものの、成長と雇用の見通しについては慎重な姿勢を維持し、景気回復が確実になるまで拡張的金融・財政政策の実施を継続することで一致しました。さらに、景気回復が確保されていくにつれて、IMFや金融安定理事会（FSB）と協働し、協力的で調和した出口戦略を作成することを約束しました。

G20ピッツバーグ・サミットでは、世界経済、雇用、金融規制改革、国際金融機関改革、気候変動、貿易・投資、脆弱な人々への支援強化等について議論しました。世界経済については、回復のプロセスは途上であるとの認識を共有し、出口戦略の実施は時期尚早との意見が我が国を含む多数の国から出されました。また、危機後の世界経済がより均衡ある成長を実現できるよう、政策やその成長と持続可能性への影響の相互評価を含む「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」を採択しました。我が国からは、景気刺激策、国際的な政策協調の重要性を主張し、雇用なき回復とならないための施策の重要性を強調しました。その他、銀行資本の質と量の改善の実施については、平成24年末までを目標としつつも、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行われることになりました。また、G20を国際経済協力の第一のフォーラムとし、今後G20サミットを定例化することが合意され、平成22年6月はカナダ、同年11月は韓

国、平成23年はフランスでの開催することが決定されました。

G20ピツツバーグ・サミットのフォローアップとして開催された、平成21年11月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（英国・セント・アンドリュース開催）では、世界経済、国際金融機関の役割、気候変動ファイナンス、金融規制改革について議論しました。世界経済については、引き続き世界経済の回復が確実となるまで回復のための支援を継続することに合意する一方、例外的なマクロ経済支援策及び金融支援策を元に戻すための戦略作成の継続にコミットしました。また、「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」の詳細なスケジュールを決定し、新しい相互評価の協議プロセスを開始しました。そのため、引き続き世界経済の回復が確実となるまで回復のための支援を継続することに合意する一方、例外的なマクロ経済支援策及び金融支援策を元に戻すための戦略作成にコミットしました。そのほか、国際金融機関改革については、ピツツバーグ・サミットで合意された代表権とガバナンスの改革実現のコミットメントを再確認し、金融規制改革についてはピツツバーグ・サミットでの合意を受けた金融安定理事会（F S B）等での作業について報告がありました。気候変動ファイナンスについては、調和が取れた、公平で透明で効果的な制度的あり方が必要なことを野心的な国際的合意を実施するための資金の規模と予見可能性を大幅にかつ緊急に増加させる必要があるとの認識で一致しました。

我が国は、引き続きG20各国やIMF等の国際機関と連携しつつ、国際金融システムの安定の実現、金融危機の再発防止、世界経済の持続的発展に向けて取り組んでいます。

② G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）への参画を通じた取組

平成21年度は、平成21年4月（米国・ワシントンD. C. 開催）、10月（トルコ・イスタンブール開催）及び平成22年2月（カナダ・イカルイット開催）と、合計3回のG7が開催され、世界経済及び国際金融市场の混乱からの回復に向けた取組について活発に議論を行ないました。

平成21年4月のG7では、経済の後退速度の鈍化やいくらかの安定化の兆候が見られるものの下方リスクが継続しているとの認識の下、ロンドン・サミットを受け、雇用と成長を回復し危機の再発を防ぐための協調について議論を行いました。具体的には、成長の回復に必要な規模の継続した財政努力、システム上重要な金融機関の健全性確保のために必要なあらゆる行動をとることへのコミットを再確認したほか、国際開発金融機関の融資の大幅な増加とバランスシートの最大限かつ例外的な活用等を支持しました。

平成21年10月のG7では、世界経済や金融市场の回復の兆候が見られるものの、労働市場は依然改善せず成長の見通しは脆弱であり、回復が確保されるまで経済支援策を維持することで合意しました。また、G20内及び他のG7メンバーと、①持続的な回復が確保された際に実施する、協力的で調和した出口戦略の設計、②金融システムの強化、③強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組みの作成と相互評価の実施、④国際金融機関の資金・マンデート・ガバナンスの改革や見直しの進展、について引き続き協働していくことに合意しました。

平成22年2月のG7では、世界経済の回復は継続しているものなお確立していない、

との認識を表明し、景気刺激策の継続と、将来の出口戦略や持続可能な財政への移行について議論しました。金融規制改革については、米国の金融規制改革案や危機対応のコストを金融機関に負担させる仕組みが議論の中心となりました。さらに、開発についてハイチの復興支援、国際機関に対する債務の免除に合意しています。

③ G8サミットへの参画を通じた取組

平成21年7月のサミット（イタリア・ラクイラ開催）では、世界経済、環境・気候変動、開発・アフリカ及び政治問題を主要議題として議論が行われました。世界経済に関しては、安定化を示す兆候が見られるものの依然として不確実性はあるとの認識で一致したほか、先進国が率先して保護主義を防ぐ決意を示す必要があるとの点で一致し、ドーハ・ラウンドの早期妥結でも合意しました。また、原油市場の安定に向けた取組の重要性も確認されました。

サミットの準備会合として開催された、6月のサミット財務大臣会合（イタリア・レッչェ開催）では、世界経済について、経済には安定化を示す兆候があるものの、状況は依然として不確実であり、経済・金融の安定に対する大きなリスクが引き続き存在するため、消費者・投資家の信認が完全に回復し、金融市場の安定と経済の成長が確保されるよう、引き続き注意を怠らないことに合意しました。マクロ経済以外では、

- ① 国際的な企業や金融機関の行動に関する共通の原則・基準である「レッչェ・フレームワーク」と呼ばれる枠組みを策定する必要性について合意されたほか、
- ② 金融規制の改革、税に関する協力、資金洗浄・テロ資金対策、国際金融機関改革、食糧安全保障、気候変動などについても共通の理解が確認されました。

④ IMFの強化に関する取組

米国発の金融危機が瞬時に世界中に波及する中、IMFは危機に陥った国々に対する多額の融資や、G20等の国際会議の場でのマクロ経済政策に関する有益なインプットの提供等を通じて存在感を示しました。

我が国が主導してきたIMFの資金基盤拡充については、前述の通り平成21年4月のロンドン・サミットで、

- ・ 当面の措置として加盟国からIMFへの個別の二国間融資取極めに基づく2,500億ドルの融資を活用すること、
- ・ その後、各国の融資取極めを組み入れること等により多国間融資取極め（NAB：New Arrangements to Borrow）を最大5,000億ドル増強すること

によって、資金基盤を3倍増することが合意されました。

平成21年度後半は、IMFが強化された資金基盤や融資機能等を有効に活用できるよう、IMFのミッション（使命）の再定義やマンデート（権限）を見直しました。

IMFのミッションとマンデートの見直しについて、我が国は加盟国の「金融の安定」をIMFのミッションとして明確に位置付けるべきことや、金融セクターに関するサーバランスを強化するために必要なマンデートを与えるべきこと等を主張し、IM

F理事会やG20等の場で議論を主導しました。

IMFの組織のあり方の改革については、IMFにおける各国の発言力の基準となるクオータ（出資割当額）の見直しが重要な課題となりました。クオータ見直しについては、平成21年9月のピツツバーグ・サミットで示された、「現在の計算式を用いて、過大代表国から過少代表国への少なくとも5%の、ダイナミックな新興国・途上国へのクオータ移転」との政治的ガイダンスを踏まえ、平成23年1月の期限に向けて議論が行われました。我が国は、各国の世界経済に占める相対的なウエイトをクオータ・シェアに的確に反映することが重要であり、シェア移転は過大代表国から過小代表国に対して行うべきことや、IMFが今後とも危機予防・危機対応の両面で加盟国支援の役割を効果的に果たせるよう大規模増資が必要であること、等を主張しました。

⑤ ASEAN+3、APEC、日中韓の枠組みへの参画等を通じた取組

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

平成21年度には、二国間の通貨スワップ取極等のネットワークを構築する「チェンマイ・イニシアティブ」を、全メンバー国が参加する一本の契約に基づく仕組みとするCMIマルチ化について、大きな進展が見られました。

平成21年5月のASEAN+3財務大臣会議（インドネシア・バリ開催）では、チェンマイ・イニシアティブのマルチ化について、各メンバー国の貢献額、借入可能額、サーベイラント・メカニズムを含むそのすべての主要項目について合意しました。さらに、その際の合意を受け、平成21年12月に、マルチ化契約への署名を行い、平成22年3月24日にマルチ化契約の発効に至りました。これにより、すべてのASEAN+3メンバー国がチェンマイ・イニシアティブの枠組みに参加することになるとともに、通貨スワップ発動に係る意思決定のルールが共通化され、迅速で円滑な発動が期待されます。

サーベイラント・メカニズムについては、早期の設置が合意され、域内経済のモニター・分析を行うとともに、マルチ化されたチェンマイ・イニシアティブの意思決定の一助とするための常設機関である「サーベイラント・ユニット」について検討が進められました。

債券発行主体や債券の種類の多様化による市場の活性化及び市場インフラの強化を柱とする「アジア債券市場育成イニシアティブ（Asian Bond Markets Initiative: ABMI）」については、平成21年5月のASEAN+3財務大臣会議では、アジア債券市場のさらなる発展に向け、アジアの企業が発行する現地通貨建て債券に信用保証を行うことを目的とする信用保証・投資ファシリティ（CGIF）の設立について合意しました。また、クロスボーダー債券取引・決済上の課題を議論する、域内の証券集中保管機構、金融機関等民間の市場参加者からなる検討グループにより、域内のクロスボーダー債券の投資・決済の障害を特定し、それに対処するための提言が公表されました。

□ 日中韓3か国の枠組みにおける取組

平成21年5月に日中韓財務大臣会議を開催し、地域及び3か国の経済情勢についての意見交換を行った他、ASEAN+3における地域金融協力の進展に向け、日中韓の協力関係を更に強化することで一致しました。また、平成21年7月に日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップを開催し、3か国のマクロ経済や金融市場の動向、金融システムの状況について率直な意見交換を行い、協力関係の強化に貢献しました。

ハ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成21年11月の第16回APEC（アジア太平洋経済協力）財務大臣会合（シンガポール開催）では、世界・地域経済情勢及び「持続的成長のための金融円滑化」等をテーマに、経済・金融分野におけるAPEC地域における協力関係等について議論を行いました。

施 策 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

[平成21年度実施計画]

現下の経済情勢に鑑みれば、貿易拡大を通じた世界経済の成長が必要であり、関税に関する国際的な取組に積極的に参画します。

我が国としては、多角的な自由貿易体制の維持・強化のため、WTO（世界貿易機関）ドーサ・ラウンド交渉の早期妥結を目指して引き続き積極的に取り組みます。財務省においては、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉についても積極的に推進していきます。

また、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（経済連携協定）交渉を引き続き積極的に進めています。

[事務運営の報告]

① WTOドーサ・ラウンド交渉への参画を通じた取組

WTOドーサ・ラウンド交渉では、平成21年7月のラクイラ・サミットや9月のピツバーグ・サミット等で平成22年（2010年）中の交渉妥結の追求がコミットされました。平成21年11月の第7回WTO定例閣僚会議では、平成22年（2010年）3月末に交渉の進捗状況の評価を行うことが確認されました。これを受け、同年3月末にジュネーブで実務レベルの会合が開催され、交渉の現状評価と今後の取り進め方などについて議論が行われました。このような中、財務省は、交渉の早期妥結に向け、関係省庁と協力しつつ交渉に参画しました。

特に、関税・税関制度を所管する財務省は、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進める観点から、貿易円滑化交渉を積極的に推進しました。

② EPAへの参画を通じた取組

平成20年度までに9か国との間でEPAが発効済ですが、平成21年度には、スイス（平成21年9月）及びベトナム（平成21年10月）との間のEPAが発効し、11か国・地域とのEPAが発行済みとなりました。財務省はEPA発効後の円滑な協定運用に重要

な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正な運用に引き続き努めました。

また、交渉中のEPAについて、財務省としては、関税制度を所管する立場とともに税関協力等を担当する立場から、関係省庁との連携を密にした上で、交渉を積極的に推進しました。平成21年5月に交渉を開始したペルーを含め、インド、豪州等5か国・地域とのEPAが交渉中となっています。また、日本、中国、韓国の3か国によるFTA産官学共同研究の立ち上げに向け、平成22年1月に政府間準備会合を開催しました（平成22年5月に第1回共同研究を開催）。

5. 平成20年度政策評価結果の政策への反映状況

（1）世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、G20サミット、G20、G7、G8サミット等の国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、途上国の経済・社会の発展、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行いました。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が高まるよう取り組みました。

世界経済については、平成21年度も世界経済全体が一段と下振れするリスクが懸念される中で、世界的な需要と雇用の回復に向け、各国と、積極的に議論しました。

国際金融システムの安定については、金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取組に積極的に参画しました。平成21年4月のG20ロンドン・サミットでは、成長と雇用の回復、金融監督及び規制の強化、国際金融機関の強化、保護主義への対抗等について、持続的な世界経済回復に向けた前向きなメッセージを打ち出しました。具体的には、我が国が主導してきたIMF資金基盤拡充について、危機前の3倍増とすることが合意される等、IMFの機能が大幅に強化されました。加えて、IMFの次期クオータ（出資割当額）見直しについて、平成23年1月に期限を前倒しとすることが合意されました。また、平成21年9月のG20ピッツバーグ・サミットでは、世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行のため「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」の立ち上げに合意したほか、国際的な金融規制体制の強化、国際金融機関の改革等について議論し、我が国は、危機後の世界経済の回復を着実なものとし危機の再発を防止するための議論に積極的に参画しました。さらに、先進国と新興市場国が一堂に会するG20を国際経済協力の第一のフォーラムとし、その定例化に合意しました。

途上国の経済・社会の発展については、G20ロンドン・サミットにおいて、緊急財政支援円借款を導入するなど、アジア諸国が金融危機の影響に迅速に対応し、成長力強化と内需拡大を進めていくことを支援する観点から、アジアを中心とする開発途上国の経済成長を支援するために、最大2兆円規模のODA供与を発表したほか、インドネシアなどアジア諸国の発行するサムライ債に対して国際協力銀行（JIBC）による保証を付与するなど、アジア諸国の成長力強化と内需拡大の支援に取り組んできました。また、気候変動については、平成21年12月に、コペンハーゲンで気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）

P15) が開催された機会を捉え、我が国は平成24年までの3年間に官民合計で1兆7,500億円規模の支援を実施する等を内容とする「鳩山イニシアティブ」を表明しました。鳩山イニシアティブの策定に当たっては、気候変動対策の大半は省エネ対策などの民間投資によって賄われるべきものであることを踏まえ、財政負担の少ないJ B I Cの積極活用を図ることとし、このため、株式会社日本政策金融公庫法を改正することとし、J B I Cの業務に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加しました（平成22年3月31日公布・施行）。

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて我が国は地域金融協力の推進に主導的な役割を果たしました。C M Iについては、マルチ化の主要項目について平成21年5月のASEAN+3財務大臣会議で合意し、同年12月にマルチ化契約をまとめるとともに我が国も署名し、平成22年3月にマルチ化契約が発効するに至りました。A B M Iについては、新ロードマップに盛り込まれた具体的な取組を進め、特に、信用保証・投資ファシリティ（C G I F）の設立に向けた検討やクロスボーダー債券取引の障害除去等に向けた検討を大きく前進させました。A P E Cなどの地域協力の枠組みにおいても、その特色を踏まえた地域協力への取組について議論しました。また、日中韓の枠組みにおいては、ASEAN+3域内の金融市場の安定やアジアの地域金融協力の強化等、様々な問題に対し3か国で対話を進めました。テロ資金対策については、各国がF A T F勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、今後ともG 7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じます。

（2）関税に関する国際的な取組

W T Oについては、ドーサ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税・税関制度を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みました。W T Oにおける貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進しました。

E P Aについては、平成21年度において、スイス及びベトナムとの間のE P Aが発効するとともに、ペルー・インド、豪州等との交渉を積極的に推進しました。また、貿易円滑化を推進する観点から、E P A交渉において税関手続の国際的調和・簡素化及び税関協力に関する規定を盛り込むよう積極的に取組み、スイス及びベトナムとの間のE P Aにおいては税関分野の規定が盛り込まれました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 最近の世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

○参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

	実質GDP成長率 (%)					消費者物価上昇率 (%)				
	2005	2006	2007	2008	2009	2005	2006	2007	2008	2009
世界	4.5	5.1	5.2	3.2	-0.6	3.7	3.6	4.0	6.0	2.5
日本	1.9	2.0	2.4	-1.2	-5.2	-0.3	0.3	0.0	1.4	-1.4
米国	3.1	2.7	2.1	0.4	-2.4	3.4	3.2	2.9	3.8	-0.3
ドイツ	0.7	3.2	2.5	1.2	-5.0	1.9	1.8	2.3	2.8	0.1
フランス	1.9	2.4	2.3	0.3	-2.2	1.9	1.9	1.6	3.2	0.1
英国	2.2	2.9	2.6	0.5	-4.9	2.0	2.3	2.3	3.6	2.2
ユーロ圏	1.7	3.0	2.8	0.6	-4.1	2.2	2.2	2.1	3.3	0.3
アジアN I E S	4.8	5.8	5.8	1.8	-0.9	2.2	1.6	2.2	4.5	1.3
中国	10.4	11.6	13.0	9.6	8.7	1.8	1.5	4.8	5.9	-0.7
途上国アジア	9.0	9.8	10.6	7.9	6.6	3.8	4.2	5.4	7.4	3.1
中南米	4.7	5.6	5.8	4.3	-1.8	6.3	5.3	5.4	7.9	6.0
C I S諸国	6.7	8.5	8.6	5.5	-6.6	12.1	9.5	9.7	15.6	11.2
サハラ以南アフリカ	6.3	6.5	6.9	5.5	2.1	8.9	7.3	7.1	11.6	10.6

	失業率 (%)					経常収支 (10億ドル)				
	2005	2006	2007	2008	2009	2005	2006	2007	2008	2009
世界	—	—	—	—	—	40.0	215.7	310.3	180.4	174.4
日本	4.4	4.1	3.8	4.0	5.1	165.7	170.4	211.0	157.1	141.7
米国	5.1	4.6	4.6	5.8	9.3	-748.7	-803.5	-726.6	-706.1	-418.0
ドイツ	9.1	8.1	8.3	7.2	7.4	142.8	188.5	253.8	245.7	160.6
フランス	9.3	9.3	8.3	7.9	9.4	-9.1	-11.6	-25.9	-64.8	-38.8
英国	4.8	5.4	5.4	5.6	7.5	-59.8	-80.8	-75.5	-40.7	-28.8
ユーロ圏	9.0	8.4	7.5	7.6	9.4	45.3	47.6	47.3	-106.0	-43.8
アジアN I E S	4.0	3.7	3.4	3.4	4.3	79.4	89.7	111.7	84.8	142.5
中国	—	—	—	—	—	160.8	253.3	371.8	426.1	283.8
途上国アジア	—	—	—	—	—	167.5	289.2	414.7	424.1	319.0
中南米	—	—	—	—	—	36.7	49.8	14.8	-26.7	-18.6
C I S諸国	—	—	—	—	—	87.5	96.3	71.7	107.5	42.6
サハラ以南アフリカ	—	—	—	—	—	-2.7	31.0	10.1	8.6	-18.1

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2010. 4)

(注1) アジアN I E S：香港、韓国、シンガポール、台湾。

(注2) サハラ以南アフリカ：昨年度までは「アフリカ」としていたが、IMFの統計上、「Middle East and North Africa」と「Sub-Saharan Africa」に区別されているので、後者を採用している旨を明確にした。

(2) 国際機関による経済成長率見通し

国際機関による経済成長率の見通しは以下のとおりです。

○参考指標 総5-2：国際機関による世界経済の成長率見通し

(単位：%)

	I M F (2010年4月)		O E C D (2009年11月)		アジア開発銀行 (2010年4月)		世界銀行 (2010年4月)	
	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年
世界経済	4.2	4.3	-	-	-	-	2.7	3.2
O E C D諸国	-	-	1.9	2.5	-	-	1.8	2.3
アメリカ	3.1	2.6	2.5	2.8	-	-	2.5	2.7
日本	1.9	2.0	1.8	2.0	-	-	1.3	1.8
ユーロ圏	1.0	1.5	0.9	1.7	-	-	1.0	1.7
途上国アジア	8.7	8.7	-	-	-	-	-	-
中国	10.0	9.9	-	-	9.6	9.1	9.0	9.0
アジアN I E S	5.2	4.9	-	-	-	-	-	-
東南アジア	-	-	-	-	5.1	5.3	-	-
中南米	4.0	4.0	.	-	-	-	3.1	3.6
C I S諸国	4.0	3.6	-	-	-	-	-	-
サハラ以南アフリカ	4.7	5.9	-	-	-	-	3.8	4.6

(出所) I M F “World Economic Outlook” (2010. 4) 、 O E C D “Economic Outlook No.86”、 アジア開発銀行 “Asian Development Outlook 2010”、 世界銀行 “Global Economic Prospects 2010”

(注1) アジアN I E S : 香港、韓国、シンガポール、台湾。

(注2) 東南アジア : カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。

(新) ○参考指標 総5-3：金融セクターにおける損失推計額の見通し (単位：億ドル)

地域	2009年10月	2010年4月
米国	10,250	8,850
英国	6,040	4,550
ユーロ圏	8,140	6,650
他の欧州先進国	2,010	1,560
アジア	1,660	1,150
合計	28,090	22,760

(出所) I M F : 国際金融安定性報告書

(注) 2007～2010年までに各地域の銀行において発生する、ローン・証券による損失額を推計。他の欧州先進国とはデンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、スイスを含み、アジアとは日本その他、オーストラリア、香港、ニュージーランド、シンガポールを含む。

(3) テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動を防止することは、国際社会全体の課題であり、テロ資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することも必要となってきています。財務省としては、国連安保理決議を受けて、外為法に基づき、これまで累次にわたりテロリスト等に対する資産凍結等の措置を行ってきています。

○参考指標 総5-4：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13年度	299個人・団体	6団体
14年度	72個人・団体	7個人・団体
15年度	86個人・団体	一
16年度	29個人・団体	1個人
17年度	38個人・団体	3個人
18年度	15個人・団体	1個人
19年度	11個人	15個人・団体
20年度	29個人・団体	12個人・団体
21年度	10個人・団体	15個人・団体
小 計	589個人・団体	60個人・団体
累 計	529個人・団体	

(出所) 財務省「タリバーン関係者等に対する資産凍結措置の実施状況」

(http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/sochi-zisshi_joukyou.html)

(4) 途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活する人口の割合が1990年の41.7%から2005年には25.2%に低下する等、開発途上国全体の貧困削減については改善が見られますが、地域的な進ちょく状況は一様ではありません。特に、サブ・サハラ地域では1990年には57.6%、2005年においても50.9%が1日1.25ドル以下で生活しており、他の地域と比べて貧困の下に暮らす人の割合が高く保たれたままです。

このような状況に対処するため、我が国は、開発途上国に対する多国間・二国間の協力に取り組み、開発途上国の貧困削減や安定的な経済社会の発展に貢献しています。

○参考指標 総5-5：途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活している人口（数）

(単位：百万人)

	1993年	1996年	1999年	2002年	2005年
東アジア・太平洋 (除 中国)	845 212	622 179	635 188	507 144	316 108
南アジア	559	594	589	616	596
欧州・中央アジア	20	22	24	22	17
中東・北アフリカ	10	11	12	10	11
中南アフリカ	317	356	383	390	388
中南米	47	53	55	57	45
合 計 (除 中国)	1,799 (1,166)	1,658 (1,215)	1,698 (1,251)	1,601 (1,238)	1,374 (1,166)

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2010

出生時平均余命

(単位：歳)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
低所得国	58	58	58	59	59
中所得国	68	68	68	68	69
高所得国	79	79	79	80	80

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2010

成人非識字率

(単位：%)

	1980年	1990年	2000年	2008年
低所得国	-	-	39	31
中所得国	40	29	19	17
高所得国	-	-	-	-

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2010

小児死亡率（1000人当たり）

(単位：人)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
低所得国	-	80	79	77	76
中所得国	-	44	43	42	41
高所得国	-	6	6	6	6

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2010

(5) 地球環境問題への対応状況

二酸化炭素等温室効果ガスによる地球温暖化や、フロンガス等によるオゾン層破壊など、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が、国際的に大きな課題として取り上げられるようになっています。財務省では、外務省などの関係省庁と緊密に連携して、開発途上国等における環境の保全・改善のため、以下のような二国間・多国間の協力を進めています。

二国間の協力としては、インドネシアなどの気候変動対策に積極的に取り組んでいる途上国に対して、JICA（独立行政法人国際協力機構）を通じて気候変動対策円借款の供与を行っている他、国際協力銀行（JBIC）を活用して、我が国の民間企業が途上国において行う環境投資を積極的に支援しました。さらに、今般、鳩山イニシアティブが策定されたことを受け、株式会社日本政策金融公庫法を改正し、JBICの業務に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加しました。これにより、途上国政府が実施する環境案件についても、民間金融機関や世界銀行グループのIFC（国際金融公社）等の国際機関と協調して、財政負担の少ないJBICを活用しつつ、支援を行うことが可能となりました。

多国間の協力としては、地球環境ファシリティ（GEF）への資金拠出（拠出額はアメリカに次いで第2位）を行っています。GEFは、生物多様性の消失、気候変動、オゾン層破壊、国際水域の水質悪化等の地球環境問題に対処するため、開発途上国等におけるプロジェクト資金を無償で提供する国際的な資金メカニズムです。

さらに、平成24年までの途上国による気候変動問題への早期取組を強化するため、世界銀行に設立された気候投資基金に対し、12億ドル相当円の拠出を行うための予算措置を講ずるとともに、同基金による着実な支援に向けて運営に参画しました。

○参考指標 総5-6：地球環境問題への対応状況

G E F 対象分野別プロジェクト承認額

(1991年設立時から2008年までの累計額)

(単位：億ドル)

	生物多様性	気候変動	国際水域	複合分野	土地劣化	POPs	オゾン	合計
プロジェクト承認額	25.9	25.7	10.3	9.6	3.3	3.0	1.8	79.5
全体に占める割合	33%	32%	13%	12%	4%	4%	2%	100%

(出所) G E F Annual Report 2008

G E F 地域別プロジェクト承認額

(1991年設立時から2008年までの累計額)

(単位：億ドル)

	アジア	アフリカ	中南米	地球規模	東欧・中央アジア	複合地域	合計
プロジェクト承認額	20.5	17.3	16.5	11.1	10.4	3.7	79.5
全体に占める割合	26%	22%	21%	14%	13%	5%	100%

(出所) G E F Annual Report 2008

(6) 世界全体の貿易額及び我が国の貿易動向

平成21年世界全体の貿易額は、約12.5兆ドルであり、昨年に比べ22.6%減少しました。

平成21年の我が国の貿易動向についてみると、

① 輸出

54兆1,706億円（対前年比33.1%減）と2年連続で減少しました。これは、自動車や鉄鋼などが減少したことによるものです。

② 輸入

51兆4,994億円（対前年比34.8%減）と7年ぶりに減少しました。これは原粗油や液化天然ガスなどが減少したことによるものです。

③ 差引

この結果、輸出額から輸入額を引いた差引額については、2兆6,712億円（対前年比29.5%増）と2年ぶりに増加しました。

○参考指標 総5-7：世界全体の貿易額

(単位：10億米ドル)

	平成18年	19年	20年	21年
貿易額（輸出）	12,112	13,993	16,097	12,461

(出所) WTO Statistics Database

(注) 本年より、データの出所をIMF International Financial StatisticsからWTO Statistics Databaseに変更した。

○参考指標 総5-8：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移（単位：億円、%）

	平成17年	18年	19年	20年	21年	対前年比伸率
輸出額 (対GDP比)	656,565 (13.1)	752,462 (14.8)	839,314 (16.3)	810,181 (16.0)	541,706 (11.4)	-33.1%
輸入額 (対GDP比)	569,494 (11.3)	673,443 (13.3)	731,359 (14.2)	789,547 (15.6)	514,994 (10.9)	-34.8%
差引額 (対GDP比)	87,072 (1.7)	79,019 (1.6)	107,955 (2.1)	20,633 (0.4)	26,712 (0.6)	29.5%

(出所) 財務省貿易統計、内閣府GDP統計

(注1) 輸出入額の対GDP比は、「輸出入額／名目GDP」で算出。

(注2) 平成20年の名目GDPは、第2次速報ベース。

(7) 関税負担率の推移とその国際比較

関税率の水準を示す代表的な指標としては、関税負担率（関税収入額の総輸入額に対する比率）があります。我が国の関税負担率は、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高い関税率が設定されている品目がある一方で、無税品目も多いため、低い水準となっています。ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税率の段階的引下げに加え、近年は、EPAの推進等により、年々低下する傾向で推移してきており、平成20年度においては、1.2%となっています。

参考指標 総5-9のとおり、先進国との比較において、我が国の関税負担率は低い水準となっています。

(注) ウルグアイ・ラウンド：GATT（関税及び貿易に関する一般協定）の下で、1986年から1994年にかけて行われた包括的な多角的貿易交渉をいいます。

○参考指標 総5-9：関税負担率の推移とその国際比較 (単位：%)

年度	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)
日本	1.9	1.7	1.5	1.4	1.3
米国	1.7	1.7	1.6	1.5	1.5
E U	1.4	1.5	1.5	1.4	1.4
カナダ	0.9	0.8	0.9	1.0	1.0
オーストラリア	4.3	3.5	3.0	3.1	3.0
韓国	3.4	2.7	2.4	2.4	2.7

(出所) 関税局関税課調

(注1) 年度は各国の会計年度（但し、EUは暦年）。

(注2) 関税負担率＝関税収入額／総輸入額。

(注3) 諸外国の負担率については、OECD「REVENUE STATISTICS」及び「Monthly Statistics of International Trade」を基に計算したものである。

(注4) EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産品に対する輸入課徴金を含む。

なお、EUの2004年から2007年までの数値は、EU加盟国のうち、OECDに加盟している19か国の各年における関税収入額と域外からの輸入額を用いて計算した関税負担率である。

(8) 地域貿易協定の年次別推移

WTOへの通報に基づく地域貿易協定の発効件数は平成5年時点では29でしたが、平成21年時点では合計189に達するなど急速に増加しました。

○参考指標 総5-10：地域貿易協定の年次別推移

	平成5年	10年	15年	20年	21年
地域貿易協定の数（累計）	29	64	109	165	189

(出所) Regional Trade Agreements Notified to the GATT/WTO and in Force (WTO) に基づき関税局調

(注) 件数はGATT／WTOへの通報に基づく発効件数（EU加盟国間に存在した協定を含まず）。ただし重複して通報されているサービス協定及び既存の貿易協定への加盟協定は除く。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

総合目標5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 総5-1 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 総5-2 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進 改善・見直し 廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、今後とも、G20サミット、G20、G7、G8サミット等の国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行います。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が高まるよう取り組みます。

世界経済については、その回復は進んでいるものの引き続き政策支援に依存しています。回復を民間セクター主導とし、より確固たるものにし、強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するため、各国と積極的に議論していきます。

国際金融システムの安定については、金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取組に積極的に参画します。IMFに関しては、危機の教訓を踏まえて、強化された資金基盤や融資機能を有効に活用できるよう、IMFミッ

ション（使命）の再定義やマンデート（権限）の見直し等のIMF改革に取り組みます。また、平成23年1月を期限とするIMFの次期クオータ（出資割当額）見直しに関しても、期限内の合意形成に向けた議論に積極的に参画していきます。

気候変動については、平成21年12月にコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において「コペンハーゲン合意」が発表され、国際的な協力の枠組みとして、コペンハーゲン・グリーン・ファンドの創設が盛り込まれたことを踏まえ、気候投資基金（CIF）との関係にも留意しつつ、我が国としても、国際社会における議論に積極的に貢献して行きます。また、平成21年12月に途上国支援に関する鳩山イニシアティブが策定されたことを受け、国際協力銀行（JICA）を活用して、財政負担を抑えつつ、民間投資の後押しを積極的に図っていきます。

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて、CIMの迅速かつ効果的な発動を可能とするための手続面での検討や、「サーバランス・ユニット」の設立に向けた取組、ABMIにおけるクロスボーダー債券取引の促進に向けた取組を進めていくとともに、地域金融協力の中長期的な問題の検討においても引き続き積極的に貢献します。APEC、ASEMなどの地域協力の枠組みにおいても、その特色を踏まえた地域協力への取組を推進していきます。また、日中韓の枠組みにおいては、世界的な景気の減速への対応やアジアの地域金融協力の強化等、様々な問題に対し3か国が協力して対応していきます。テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、今後ともG7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じます。

② 関税に関する国際的な取組

WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期の妥結に向けて、関税・税関制度を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みます。貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

EGAについては、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、引き続き交渉を積極的に進めています。

③ アジア成長戦略の推進（新成長戦略）

新成長戦略の柱の1つであるアジア経済戦略について、財務省は関係省庁と連携しつつ、積極的に推進していきます。

近年、アジア諸国は急速な成長を遂げてきました。その中で、我が国がアジアの一員としてアジア全体の活力ある発展を促し、アジア市場における取引活動を拡大させ、アジア市場と一体化しつつ、また、その過程で実行する取組をアジアを基点として世界に展開していくことにより、我が国自身の大きな成長機会を創出することが重要となっています。

そのため、我が国システムの海外展開の促進のため、円借款のSTEP制度（本邦技

術活用案件) や J B I C の投資金融などの枠組みを活用して、ファイナンス面から支援して行きます。また、アジア債券市場の構築支援（アジア債券市場育成イニシアティブ：政策目標6-1参照）を通じ、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるための取組を推進します。